

老高発0405第1号
平成24年4月5日

各 都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長



養護老人ホームの整備について

社会福祉法人が設置する養護老人ホームの整備については、現在、各都道府県の整備費補助等により支援が行われているところであるが、整備の際の法人負担分の資金確保が容易でないこと等から整備が進まず、施設運営や利用者の生活に支障を来たしかねない状況になっている。

このため、平成24年度より、下記の整備事業に対する独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）の融資については、機構が定める貸付基準に基づき、利子を徴しないこととし、機構の業務方法書の改正日以降における貸付契約を行った貸付から適用することとしたので通知する。

追って、機構の業務方法書の改正が行われる予定であるので留意願いたい。

なお、具体的な無利子貸付の対象となる要件は、下記のとおりであるので、貴職におかれでは、この旨、管内市区町村、関係団体及び社会福祉法人に周知を図られたい。

記

1 老朽民間養護老人ホームの改築整備

（1）趣旨

利用者の安全確保の観点から、「社会福祉法人が設置する老朽化した養護老人ホームの改築整備」に対する機構の融資については、利子を徴しないこととし、これにより法人負担分の軽減を図り、当該改築整備を促進する。



(2) 無利子貸付の対象となる要件

「老朽民間老人福祉施設の整備について」(平成19年5月31日付け老発第0531007号厚生労働省老健局長通知)中、「3対象事業」の要件を満たし、かつ、国庫補助又は都道府県、指定都市若しくは中核市の補助を受けて行う改築整備であること。

2 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する養護老人ホームの移転整備

(1) 趣旨

利用者の安全確保の観点から、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉法人運営の養護老人ホームの移転整備」に対する機構の融資については、利子を徴しないこととし、これにより法人負担分の軽減を図り、当該移転整備を促進する。

(2) 無利子貸付の対象となる要件

次の要件を満たし、かつ、国庫補助又は都道府県、指定都市若しくは中核市の補助を受けて行う改築整備であること。

ア 土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定している区域に設置されているものであって、施設の安全上問題のない区域に移転する場合の改築整備であること。

イ 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については、対象としないものであること。

3 都市部における養護老人ホームの整備の促進

(1) 趣旨

都市部における養護老人ホームの必要量を確保するため、「既存社会福祉施設が新たに養護老人ホームと複合化して改築する整備」に対する機構の養護老人ホームにかかる融資については、利子を徴しないこととし、これにより法人負担分の軽減を図り、養護老人ホームの新規設置を促進する。

(2) 無利子貸付の対象となる要件

次の要件を満たし、かつ、国庫補助又は都道府県、指定都市若しくは中核市の補助を受けて行う整備であること。

- ア 原則として、既存社会福祉施設等の延べ面積の50%以上が10年以上経過した建物であること（原則として老朽度は問わない。）
- イ 特別区並びに人口10万人以上の市、特別区及び指定都市・中核市周辺の市で立地が困難な地域と認められる人口密集地に所在し、養護老人ホームと複合化して改築すること。